

海上労働条約に関する事項

改正規則等

海上労働システム規則
海上労働システム規則実施要領

改正事項

海上労働条約に関する事項

改正理由

国際労働機関（ILO）が 2006 年に採択した海上労働条約においては、船舶所有者に対して、船員との雇用契約が終了した際に船員を円滑に送還するためにその費用を支払うことや、船員が業務上の負傷に起因する長期障害を負った場合等に金銭上の保証を行うことを規定している。

ILO において上記規定の見直しが行われた結果、船員の送還のための費用が船舶所有者により補償されない場合等に対応するための追加の措置に加え、船員が業務上の負傷に起因する長期障害を負った場合等に備える金銭上の保証について詳細を新たに規定する海上労働条約の改正が 2014 年 6 月に開催された ILO 第 103 回総会において、承認された。

これを受けて、日本は、第 193 回通常国会で上記に関する関連法令（船員法改正）が成立（2017 年 5 月 18 日）、2017 年 11 月 18 日より施行されることとなった。

上記、改正海上労働条約及び改正船員法に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船舶には、船員の送還のための費用が船舶所有者により補償されない場合等に備えた保障システムを備えるよう規定した。
- (2) 船舶には、船員が業務上の負傷に起因する長期障害を負った場合等に備えた保障システムを備えるよう規定した。

改正条項

海上労働システム規則 附属書中 3.2.5, 3.4.2
海上労働システム規則実施要領 附属書中 3.2.5, 3.4.2